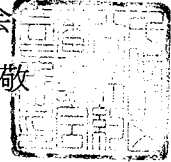


令和6年2月1日

千代田区長 樋口 高頭 様

千代田区公契約審議会

会長 葭原 敬



公契約条例における賃金下限額の設定について（答申）

令和5年10月13日付5千政契約発第335号で諮問のあった標記の件について、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分尊重し、千代田区公契約条例を運用されるよう要望します。

記

- 1 工事又は製造の請負に係る賃金下限額
令和6年度の公共工事設計労務単価51職種ごとに、90%を乗じて得た額が妥当である。
- 2 工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約）に係る賃金下限額
区職員給与を勘案して得た額が妥当である。
（1時間当たり1,200円）
また、別添の業務従事者は職種別の賃金下限額の設定が妥当である。
（1時間当たり別添1のとおり）
- 3 指定管理者との協定に係る賃金下限額
上記2に示す賃金下限額と同額が妥当である。

【意見】

契約制度の見直しの中で、総合評価方式の一層の導入について検討されたい。



令和6年度 職種別賃金下限額

(1時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,463円
保全管理員	1,969円
清掃員	1,205円
介護職	1,205円
栄養士	1,528円
保健師・看護師	1,568円